

倉敷市地域旅客運送サービス継続事業実施方針（案）

令和5年2月13日
倉敷市地域公共交通会議

1. 実施区域

倉敷市

玉島、玉島1丁目、玉島乙島、玉島阿賀崎1丁目、玉島阿賀崎2丁目、玉島阿賀崎5丁目、玉島中央町1丁目、玉島中央町2丁目、玉島中央町3丁目、玉島爪崎、新倉敷駅前1丁目、新倉敷駅前2丁目、新倉敷駅前3丁目、新倉敷駅前4丁目、新倉敷駅前5丁目、玉島長尾、玉島八島

2. 事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況

① 路線

別紙1のとおり

② 運行便数（ダイヤ）

路線（系統）名	平日		土曜		日祝		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復	往	復			
玉島中央町線 （駅線）	5便	5便	3便	4便	3便	3便	両備ホールディングス株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行
新倉敷住友重機械線 （住友東）	3便	1便	2便	2便	1便	1便			
新倉敷住友重機械線 （坂田町）	4便	4便	2便	2便	4便	4便			
ハーバーアイランド線 （ハーバーアイランド）	-	2便	-	1便	-	-			
ハーバーアイランド線 （クラレ正門ハーバー3）	1便	1便	-	-	-	-			
ハーバーアイランド線 （クラレ入口ハーバー3）	-	-	1便	-	-	-			
作陽学園・中国能開大線 （中国能開大）	5便 （3便）	7便 （4便）	-	-	-	-			

※カッコ内は、作陽学園・中国能開大休講日の便数

③ 運賃

- ・玉島中央町線（駅線）：新倉敷駅～玉島中央町

							新倉敷駅
						爪崎南	170
					爪崎西	170	170
				八島	170	170	170
			七島	170	170	170	170
		文化センター入口	170	170	170	170	170
	玉島支所入口	170	170	170	170	170	170
玉島中央町	170	170	170	170	170	170	170

- ・新倉敷住友重機械線（住友東）：新倉敷駅～住友重機械西門
- ・新倉敷住友重機械線（坂田町）：新倉敷駅～坂田町
- ・ハーバーアイランド線（ハーバーアイランド）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3工区
- ・ハーバーアイランド線（クラレ正門ハーバー3）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3工区
- ・ハーバーアイランド線（クラレ入口ハーバー3）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3工区

別紙2のとおり

- ・作陽学園・中国能開大線（中国能開大）：新倉敷駅北口～中国能開大

			新倉敷駅北口
		作陽学園正門	100
	作陽学園北	100	100
中国能開大	160	160	160

3. 2の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容

【サービス内容】

① 路線

乗合事業者による継続

- ・運送事業の種類…（協議事項ウで決定した運送事業の種類を記載）
- ・態様…（協議事項ウで決定した運行の態様を記載）

路線図

別紙3のとおり

② 運行便数（ダイヤ）

路線(系統)名	平日		土曜		日祝		備 考
	往	復	往	復	往	復	
	協議事項ウで決定した路線・運行便数を記載						

※地域の人口規模や利用状況等を踏まえ、（協議事項ウで決定した使用車両を記載）による運行を想定している。

※ダイヤや運行便数等については上記を基本とするが、運行経費などを踏まえ、決定した事業者と協議して決定する。（なお、運行開始後も利用状況を踏まえて随時見直す。）

③ 運賃

協議事項ウで決定した運賃を記載

4. 継続旅客運送を実施する者の条件

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。
- ・ 倉敷市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- ・ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・ 倉敷市暴力団排除条例（平成23年倉敷市条例第45号）に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- ・ （協議事項ウで決定した運送事業を実施するために必要となる許可の内容を記載）の許可を受けていること。
- ・ 令和5年2月13日時点で、3年間にわたる輸送実績があること。

5. 地方公共団体による支援の内容

- ・ 運行費に係る補助金の予算措置
- ・ 地域と連携した利用促進策

6. 実施予定期間

令和5年10月1日～令和10年3月31日 ※地域公共交通計画の期間終了まで

7. 公募の期間

令和5年2月20日～令和5年3月13日

8. 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

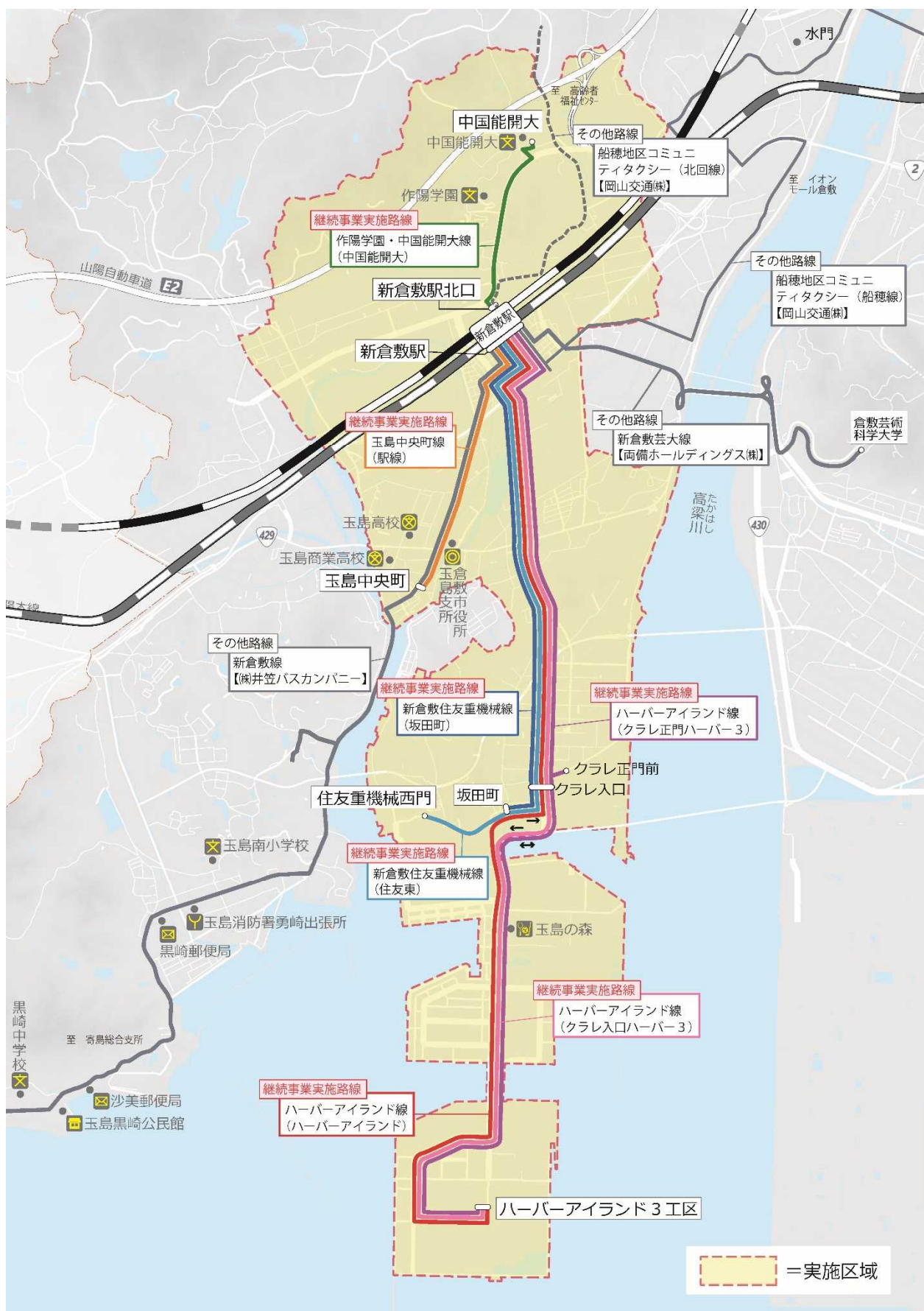
プロポーザル実施要領に基づく公募型プロポーザルを実施

※選定にあたっては、倉敷市地域公共交通会議の委員の中から選出した審査員による審査会を実施

9. その他必要な事項

公募型プロポーザルへの参加にあたっては、倉敷市地域旅客運送サービス継続事業実施事業者募集要項を参照のこと。

【別紙 1】



【別紙 2】

- ・新倉敷住友重機械線（住友東）：新倉敷駅～住友重機械西門
- ・新倉敷住友重機械線（坂田町）：新倉敷駅～坂田町
- ・ハーバーアイランド線（ハーバーアイランド）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3エ区
- ・ハーバーアイランド線（クラレ正門ハーバー3）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3エ区
- ・ハーバーアイランド線（クラレ入口ハーバー3）：新倉敷駅～ハーバーアイランド3エ区

																新倉敷駅	
																爪崎南	170
																倉敷西年金事務所前	170
																ケアハウスあいの泉前	170
																玉島ショッピングセンター 玉島警察署前	170
																日之出町	170
																押上社宅	170
																堀貫北	170
																堀貫	170
																東高地	170
																東高地南	170
																東小高地 クラレ入口／正門前	170
																坂田町交差点	170
																坂田町	170
																養父・戸島公園	170
																住友重機械西門	170
																坂田町	170
																坂田町交差点	170
																東小高地 クラレ入口	170
																東高地南	170
																東高地	170
																堀貫	170
																堀貫北	170
																押上住宅	170
																日之出町	170
																玉島 警察署	170
																あいの泉	170
																年金 事務所	170
																爪崎南	170
																新倉敷駅	170
																住友重機械正門前	170
																プール前	170
																玉島下水処理場前	170
																ハーバーブリッジ北	170
																ハーバーアイランド	170
																ハーバーアイランド 3エ区	170

【別紙 3】

協議事項ウで決定した路線
を記載